

優和の“相続”かわら版

養子縁組

－養子縁組による相続税のメリット・デメリット－

相続税対策のために養子を増やすことは認められていませんが、養子縁組による相続税のメリットとデメリットがあります。

1. 養子縁組による相続税のメリット

相続人が増えることで、次のような相続税を減らす効果があります。

- ①相続税の基礎控除（非課税枠）が増える
- ②生命保険の非課税枠が増える
- ③死亡退職金の非課税枠が増える

相続税の基礎控除は、【3000万円＋600万円×相続人の数】となっていますが、養子が増えることで法定相続人の数が増えれば、相続税に基礎控除額が増加し非課税限度額が多くなります。

また、死亡保険金や死亡退職金の非課税枠も相続人1人に対して500万円増加します。

【控除額の計算式＝500万円 × 相続人の数】

2. 養子縁組による相続税のデメリット

逆に養子縁組を行うことで相続上以下のような問題も生じる可能性があります。

- ①遺産分割をまとめるのが大変になる可能性がある
- ②孫を養子にすることで相続税が20%増加する
- ③相続税の計算上、養子が認められない可能性もある

遺産分割で最ももめる原因となるのが、法定相続人の数が多いことです。

また、養子縁組をしていることを知らなかったという場合も考えられますので、むやみに養子縁組をして、トラブルに巻き込まれるのは残された相続人達です。

養子縁組をする際はよく考えてから行っていただくことをお勧めします。